

高等学校の

通級による指導

通級による指導とは!?

通常の学級に在籍する生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導(自立活動)を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことです。

このような生徒は
いませんか!?

予定の管理や提出期限
を忘れずに守りたい

相手に伝わるように考えを
話したり、文書にしたりしたい

感情を自分でコント
ロールしたい

周囲との関係づくりを
うまくしたい



こんな教員の声
があります。

休みがちな生徒が、個別指導を受けたことで、日々
の生活を見直して元気に登校できるようになった

周りとの関係づくりが苦手だった生徒が、自己
と他者との理解が深まり、関係が良くなった

暗記の苦手な生徒が、自分に合った学習方法
を見つけたことで、学習意欲が高まった



3つの支援段階

1

すべての生徒のために!

わかりやすいユニバーサルな授業

すべての生徒にわかりやすいように指導方法等を工夫した授業を行うことにより、クラスの中にある発達障害のある生徒もみんなと一緒に学びやすくなります。



問題と問題の間に線を引くことで混乱しない

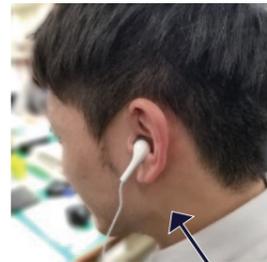
タイマーを使うことで見通しがもてる

2

特別な教育
ある生徒の
ニーズの
ために!

合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。障害のある者に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。



ノイズキャンセリングイヤホンを使って気になる周囲の音をカット

3

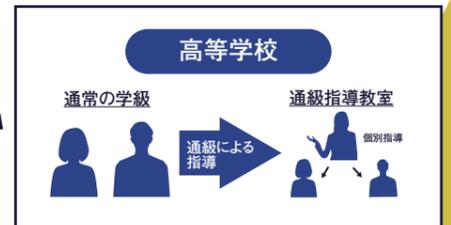
障害に応じた特別の指導(自立活動)が必要な生徒のために!

通級による指導

通級による指導の対象となる生徒
学校教育法施行規則第140条に、特別の教育課程の編成ができる障害種別が示されています。

- ・言語障害
- ・自閉症
- ・情緒障害
- ・弱視
- ・難聴
- ・肢体不自由
- ・学習障害
- ・注意欠陥多動性障害

※高等学校では、発達障害等(下線のあるもの)を対象とした、「LD,ADHD等通級指導教室」を開設しています。



健康の保持

自己の特性理解や行動や感情を調整する学習

心理的な安定

自分に合った集中の仕方や課題への取組方を身に付ける学習

人間関係の形成

集団の中で、状況に応じた行動ができるための学習

ニーズに応じた指導

環境の把握

書かれた文章の理解や文字を書いて表現するために、本人が理解しやすい学習方法を身に付ける学習

身体の動き

手や指先を用いる細かい動きのコントロールを身に付ける学習

コミュニケーション

場や状況に応じた話し方を身に付ける学習

指導とは？ 自立活動の



自立と社会参加のために必要な人間関係やコミュニケーション等の生活に関する支援、学習に関する支援及び進路選択や就労支援等が大きな柱になります(写真左)。大学受験に向けて、タブレット端末を用いて面接練習を振り返る学習(写真右上)。自分の得意なこと、苦手なことについて考える学習(写真右下)。

本人・保護者の
願いをもとに作る

2つの計画

1

生涯にわたる継続的な支援体制を整えるために

個別の**教育支援**計画

家庭や医療、福祉などの関係機関と連携し、長期的な視点で一貫した支援を行うために作成します。



2

実態に応じた適切な指導を行うために

個別の**指導**計画

生徒の実態に応じて作成されるもので指導目標をはじめ、指導内容や指導方法を明確にし、適切できめ細やかな指導を行うために作成します。



就職先や進学先への引継ぎ

高等学校は自立に向けた準備期間を提供することのできる教育機関です。
就労支援においては、関係機関と連携して就職後の定着までフォローできる体制づくりが期待されます。

大学などに進学する生徒については、大学のキャリア支援センター等に個別の教育支援計画等を引き継ぐことで支援の連続性を確保することも重要です。

指導・支援の例

例1

生徒の願い

「漢字の読み書きや作文がもっと上手にできるようになりたい!」

実態の把握

- ①LD(学習障害)の診断があり、特に漢字の読み書きが難しい。
- ②自分の考えや思いを、文章で表現する力が弱い。

担当者
県立但馬農業高等学校
教諭 南 克伸

Plan/計画

語彙の増加について、テスト等で評価する仕組みを作る

Do/実行

- ①日常的に使える語彙を増やす
- ②作文を書く能力を高める

Action/改善

- ①1000文字程度の作文が書けるようになった
- ②語彙の増加を確認できていない

Check/評価

- ①「5W1H」、時系列等の文章構成を学習
- ②ひらがなで作文し、タブレットのワープロアプリで変換。タブレットでの漢字学習

例2

生徒の願い

「コミュニケーションがもっと上手にできるようになりたい!」

実態の把握

- ①LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)の診断がある。
- ②思いがうまく伝えられなかったり、相手の話の内容が理解できなかったりする。

担当者
県立西宮香風高等学校
教諭 白井 俊介

Plan/計画

- ①伝えたいことを相手に正しく伝え、わからないことは聞けるようになる
- ②SSTを重ね、接客の仕方を身に付ける

Do/実行

- ①教員向け喫茶サービスを企画し、仲間とコミュニケーションを図る
- ②SSTで接客の様子を録画し、会話や振る舞いについて振り返る



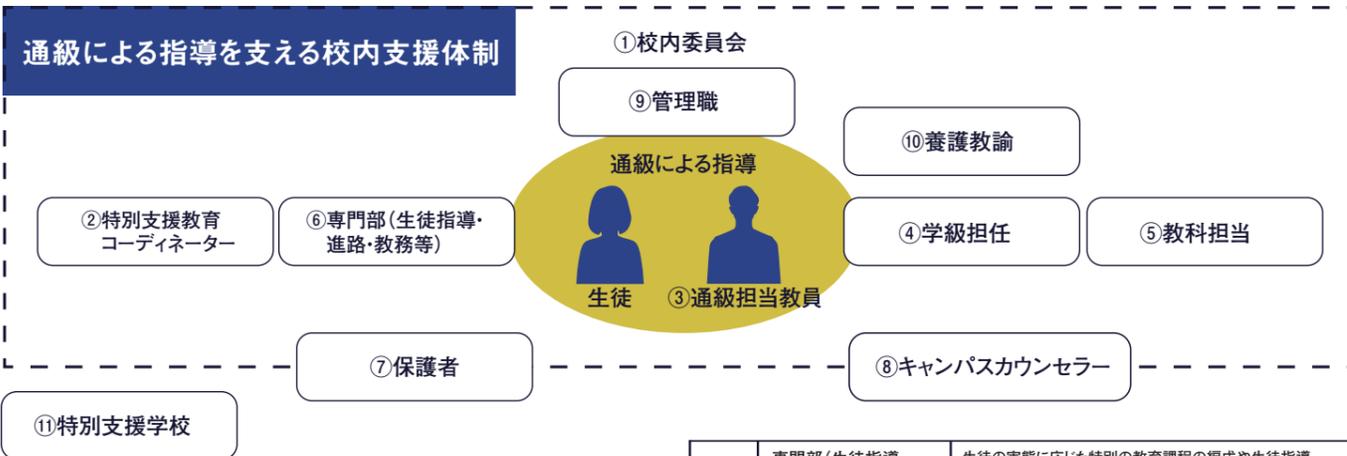
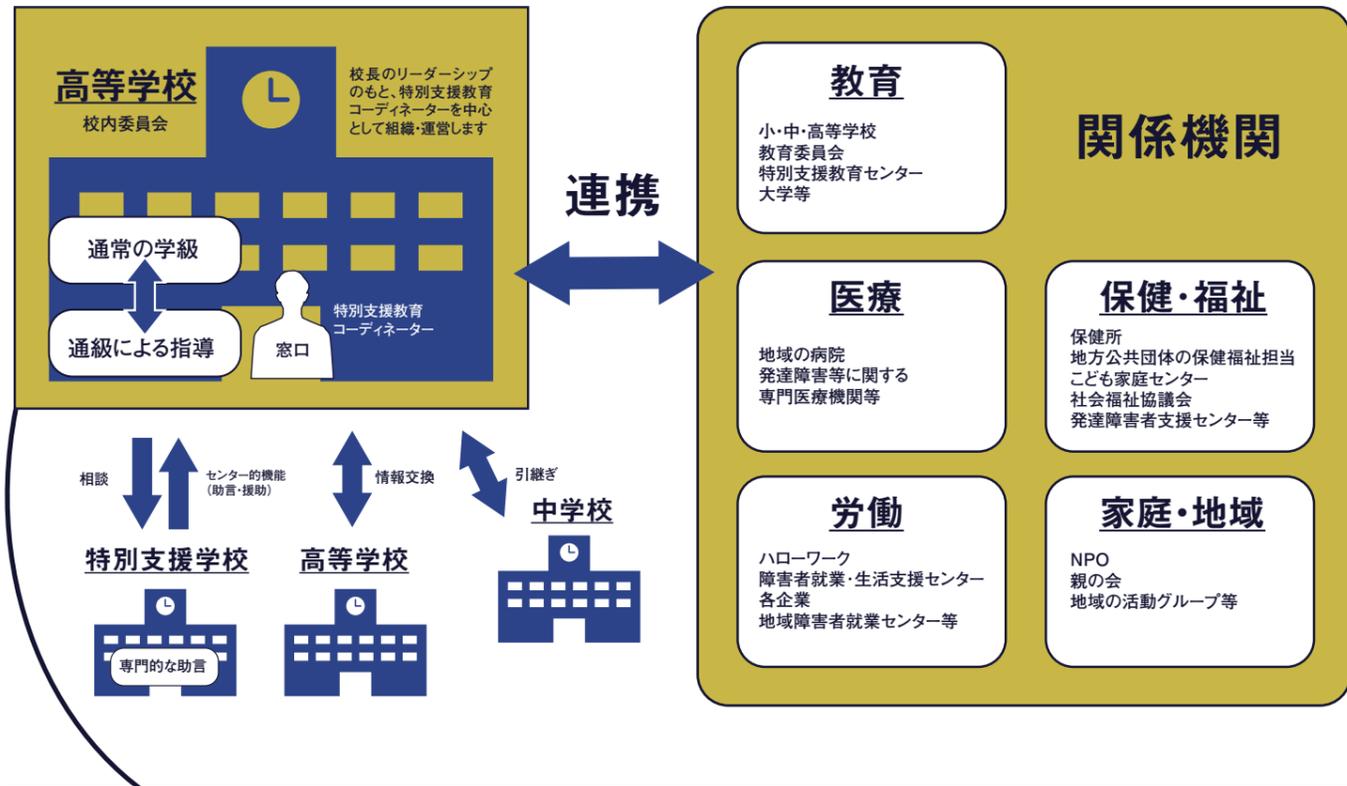
Action/改善

他の場面でも同じように他者と関わるためのスキルを身に付ける必要がある

Check/評価

接客を通して、苦手さを抱きながらも、他者と積極的に関わろうとする姿勢が生まれた

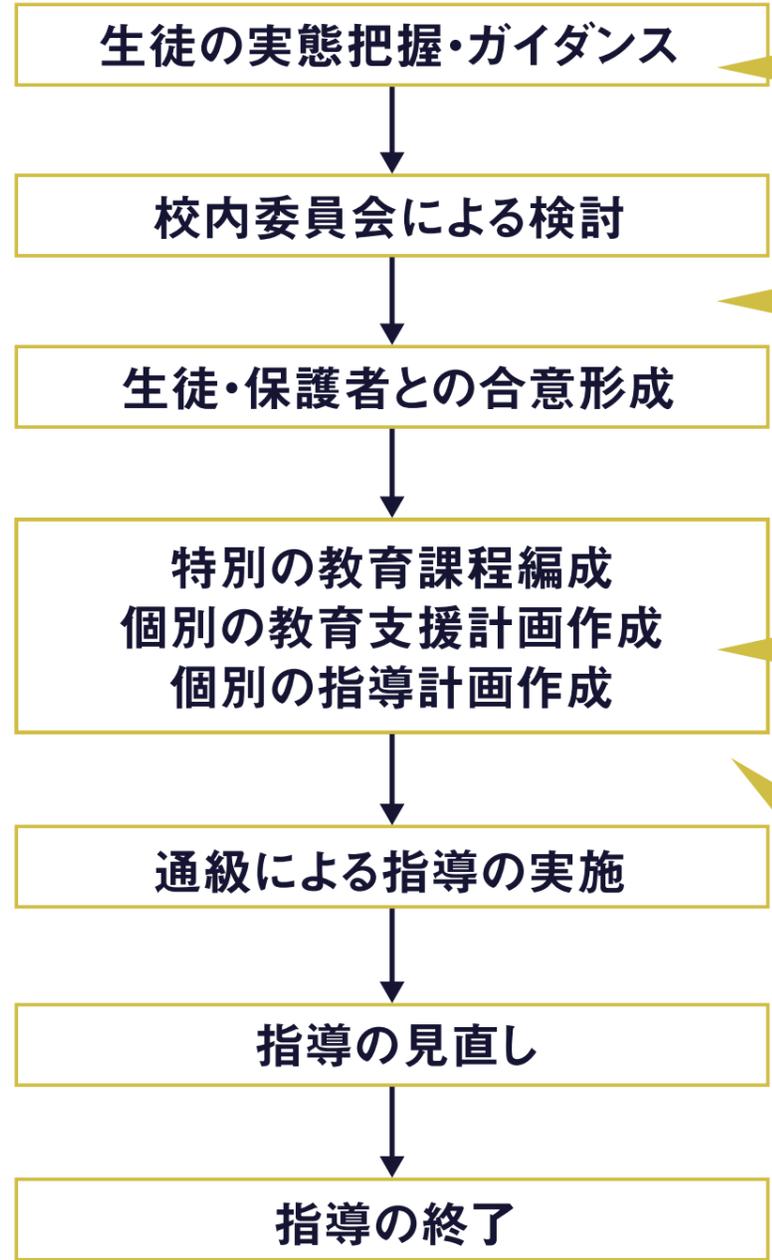
学校全体で行う 実際の支援体制



①	校内委員会	支援内容や通級による指導が必要となる生徒かどうかを検討する
②	特別支援教育コーディネーター	校内の特別支援教育を推進、関係機関との窓口となる
③	通級指導担当教員	特別支援教育の知識を有し、障害のある生徒に自立活動の指導を行う
④	学級担任	通常の学級における課題を通級による指導で共有化するために、通級指導担当教員と定期的な情報交換を行う
⑤	教科担当	各教科の授業において、通級指導担当教員と連携し、必要な支援を行う

⑥	専門部(生徒指導・進路・教務等)	生徒の実態に応じた特別の教育課程の編成や生徒指導、進路指導を行う
⑦	保護者	学校と日常的に情報交換を行い、家庭においても連携して支援を行う
⑧	キャンパスカウンセラー	心理面の専門家として支援を行い、生徒・保護者・教員に専門的助言を行う
⑨	管理職	管理職のリーダーシップの下、学校全体として特別支援教育の理解を深め、校内支援体制の構築と整備を進める
⑩	養護教諭	日々の健康観察等により、生徒の心身の健康課題を発見し他の教員と連携を図る
⑪	特別支援学校	センター的機能を活用して、指導・支援について助言する

通級による指導を はじめるための手続き



通級による指導の対象となる生徒の決定においては、生徒の実態把握に加え、「生徒や保護者に対するガイダンス(説明・周知)」、「校内委員会等における検討」が必要です。

拠点校と巡回による指導の開始の検討。

○学校教育法施行規則第83条及び第84条の規定にかかわらず、特別の教育課程(障害に応じた特別の指導を教育課程に加え又はその一部に替えること)によることができます。

○個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められることが単位認定の基準となります。

○単位認定にあたっては、設定された指導目標やそれを含んだ個別の指導計画の質、さらに目標から見て満足できる成果であるとの評価といった部分の妥当性を担保する必要があります。

障害があるから通級による指導が必要なのではなく、最終的な判断に当たっては、本人の教育的ニーズが最優先であり、心理的負担感などへの配慮も重要です。



通級による指導Q&A

Q:高等学校で通級による指導が制度化されたのはなぜですか。

A:中学校で通級による指導を受ける生徒数が年々増加し、学びの連続性を確保しつつ、教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から制度化されました。

Q:通級による指導が必要な生徒かどうかの判断は誰がどのようにして行いますか。

A:当該の生徒について、特別の教育課程を編成するかどうかの判断であることから、基本的には校内委員会で検討し校長が決定します。

Q:年間の修得単位数の上限を7単位としている趣旨はなぜですか。

A:大部分の授業を通常の学級で受け、一部特別な指導を受けるという趣旨から、総授業時数に占める時数の割合を一定程度にとどめることが必要なためです。

Q:同じ時間に同じ場所で異なる障害種別の2人以上の生徒を指導してもいいですか。

A:コミュニケーションの改善を図るための指導等、複数の人数で指導を行った方が教育上効果的であると認められる場合には、可能です。



ユニバーサルな授業
(本日の予定とめあてを板書)

Q:通級による指導を受けたことで、進学や就職に不利になりますか。

A:不利になりません。通級による指導により、進学先や就職先で必要なスキルを身に付けることや、必要な支援や配慮を依頼する力を付けることができます。

参考となるガイドブック1

小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック
(県立特別支援教育センターホームページ<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/>よりダウンロード可)

参考となるガイドブック2

高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブックおさえておきたい8つの課題と課題解決のための10のポイント
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成30年3月 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ<http://www.nise.go.jp/nc/>よりダウンロード可)

このリーフレットに関する問合せ先

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 電話:078-362-3774 FAX:078-362-4286

※実施校に関する情報は特別支援教育課 ホームページで確認できます。 <http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>